



割引確認シートの回答内容
により最大割引60%適用！

開業医のための サイバープロテクター のご案内

<募集要項>

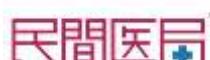
【申込方法】加入申込票に必要事項をご記入のうえ、ご返送ください。

【保険期間】2025年6月1日（日）～2026年6月1日（月）

※保険期間の中途よりご加入いただくことも可能です。

<代理店・扱者> 株式会社メディカル・プリンシプル社 ライフサポート担当
TEL : 03-6773-5932 FAX: 03-4565-6109
E-MAIL : life_support@medical-principle.co.jp
〒105-0004 東京都港区新橋4丁目1-1 新虎通りCORE

<引受保険会社> 三井住友海上火災保険株式会社 金融法人第一部営業第二課
TEL : 03-3259-6684 FAX : 03-3292-1354
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3丁目11番1号



◆ご加入いただけるのは、お申込人・記名被保険者が、以下に該当する場合となります。

◇申込人	<p>民間医局の会員に限ります。</p> <ul style="list-style-type: none">・医療施設の管理者個人（開設者、院長等） ※医療施設が法人格を取得していない場合。・民間医局会員が理事長または管理者となる医療法人 <p><u>歯科診療所を除く、病床数19床以下の一般診療所が本制度に申込が可能です。</u></p>
◇記名被保険者	同上

＜目次＞

1. 事業者を取り巻くサイバーリスクに関する環境	3ページ
2. 保険金をお支払いする主な場合	4ページ
3. 保険金お支払いの対象となる賠償損害	4~5ページ
4. 保険金お支払いの対象となる費用損害	5~6ページ
5. 保険金をお支払いしない主な場合	7ページ
6. ご契約の仕組み	8~9ページ
7. ご加入までの流れ	9ページ
8. ご留意いただきたいこと	10~11ページ
●重要事項のご説明	12~13ページ

1. 事業者を取り巻くサイバーリスクに関する環境

サイバーリスクにかかる社会情勢・法制の動向

- IoTの進展(電子カルテ等)
- キャッシュレス化
- テレワークやWEB会議の浸透

- 個人情報保護法の改正
- サイバー攻撃の増加

等

情報の漏えい・サイバー攻撃による事故

企業が被る影響

社会的責任の発生

信用の低下

風評被害

経済的損失

法令を遵守した個人情報の取扱い

情報漏えいやサイバー攻撃に対するリスクマネジメント

サイバー攻撃・情報漏えいの事故事例

年月	業種	内容
2023年5月	システム開発業者	担当者によるクラウド環境の誤設定が原因で自社が管理する約215万件の顧客情報が公開状態になっていたと発表。
2022年9月	小売業者	自社のスマートフォンアプリがパスワードリスト型攻撃を受け、クレジットカード情報も含む約13万件ものアプリ利用顧客情報が流出したと発表。
2022年1月	病院	導入していたVPNの脆弱性が原因でランサムウェア攻撃を受け、約5万人分の電子カルテデータが暗号化され閲覧不可となったと発表。被害を受けたサーバは復旧不可能になったため、完全復旧まで4ヶ月もの期間を要した。
2021年5月	通信販売事業者	通販サイトの脆弱性が原因でサイバー攻撃を受け、ユーザーのクレジットカード情報約2千件が流出および不正利用された可能性があると発表。
2021年3月	食品製造	サーバが不正アクセスを受け、商品購入者、取引先、従業員などの個人情報約6万5千件が流出した可能性があると発表。
2020年11月	電機メーカー	クラウドサーバへのサイバー攻撃により、取引先の金融口座情報約8千5百件が外部流出したと発表。

2. ご契約の仕組み

(1) 保険契約者

この保険は民間医局が保険契約者となる団体契約です。

(2) 被保険者（保険契約により補償を受けられる方）

- ① 記名被保険者（2ページをご参照ください。）
- ② 記名被保険者の役員（会社法上の取締役、執行役および監査役ならびにこれらに準ずる者をいい、退任等によりこれらの地位ではなくなった者を含みます。）。ただし、記名被保険者の役員として行うまたは行った行為に起因して損害を被る場合に限り、被保険者に含めます。

(3) 保険期間

2025年6月1日から2026年6月1日午後4時まで1年間

保険期間（保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。）は1年間です。また、1年未満の短期間で中途加入いただくことも条件により可能です。

詳細は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入者証の「保険期間」欄にてご確認ください。

(4) 補償の対象となる情報

次のいずれかに該当するものをいいます。

① 個人情報

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定される個人情報をいい、死者の情報を含みます。

② 企業情報

特定の事業者に関する情報であり、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上または営業上の情報であって、公然と知られていない情報

③ 上記①および②を除き、電子データまたは記録媒体に記録された非電子データとして保有される情報

(5) 保険適用地域

日本国内（賠償損害・費用損害）

(6) 支払限度額と保険料例

<引受条件>

支払限度額および免責金額は下表のとおり設定します。縮小支払割合の変更はできません。

損害	対象損害・対象費用	支払限度額	免責金額	縮小支払割合
賠償損害	ア. 法律上の損害賠償金 イ. 争訟費用 ウ. 権利保全行使費用 エ. 協力費用 オ. 訴訟対応費用	1請求・保険期間中につき 2,000万円、4,000万円、 1億円、または3億円 1,000万円 ^(注1)	なし	なし
費用損害	カ. 事故対応費用 キ. 事故原因・被害範囲調査費用 ク. 広告宣伝活動費用 ケ. 法律相談費用 コ. コンサルティング費用 サ. 見舞金・見舞品購入費用 シ. クレジット情報モニタリング費用 ス. 公的調査等対応費用 セ. コンピュータシステム等復旧費用 ソ. 風評被害拡大防止費用 タ. 再発防止費用 チ. サイバー攻撃調査費用	1事故・保険期間中につき 1,000万円、2,000万円、 5,000万円または1億円 ^(注1) ※費用損害の基本支払限度額 は賠償の基本支払限度額の 50%以内で設定します。 3,000万円 ^(注2) ソ. およびタ. の費用の合計 で3,000万円 ^(注2) 3,000万円 ^(注2)	なし なし 90%	なし

(注1)賠償損害の基本支払限度額の内枠

(注2)費用損害の基本支払限度額の内枠のため、費用の基本支払限度額の設定金額が限度となります。

支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいい、免責金額は、保険金としてお支払いする1事故（1請求）ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。

お客さまが実際にご加入いただく支払限度額および免責金額につきましては、加入申込票の「支払限度額」欄および「免責金額」欄にてご確認ください。

保険証券総支払限度額設定特約がセットされる場合、賠償損害および費用損害について保険期間中に支払われる保険金は、被保険者の数にかかわらず、賠償損害の基本支払限度額が限度となります。

＜加入プランごとの保険料例＞（保険期間：1年間）

			Aプラン	Bプラン	Cプラン	Dプラン
支 払 限 度 額	①賠償損害	一請求・保険期間中 支払限度額 (1記名被保険者あたりの 総支払限度額)	2,000万円	4,000万円	1億円	3億円
		免責金額	0円	0円	0円	0円
	②費用損害	一事故・保険期間中 支払限度額	1,000万円	2,000万円	5,000万円	1億円
		免責金額	0円	0円	0円	0円
保 険 料	1診療所の場合の保険料 ※最大割引60%適用の場合		無床 診療所	31,050円	45,000円	63,910円
			有床 診療所	51,120円	68,120円	106,560円
						100,000円
						163,970円

※「割引確認シート」をご提出いただくことで、最大60%の割引を適用できる可能性があります。

※本制度は、費用損害の支払限度額は賠償損害の支払限度額の内枠払いとなります。

上記の保険料は、年間保険料の一例です。実際のご加入にあたっては、代理店・扱者または引受保険会社までお問合せください。

(7) セットされる特約

サイバーセキュリティ特約、サイバーセキュリティ拡張補償特約、保険料確定特約（専門事業者用）、保険証券総支払限度額設定特約、民間医局会員専用特約

(8) ご加入手続の方法

ご加入の際は「3. ご加入までの流れ」をご覧いただき、加入申込票に所定の事項をご記入・押印のうえ、代理店・扱者までご提出ください。また、保険料については、「(9) 保険料の払込方法」に記載の方法により払い込んでください。

(9) 保険料の払込方法

保険料は、全額をお振込みで払い込む一時払となります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合せください。

(10) 告知いただきたい主な事項

ご加入にあたっては、次の事項について記載いただいた引受保険会社所定の加入申込票をご提出いただきます。

① 保険料算出の基礎	診療所数 ■病床の有無(無床診療所・有床診療所)もご記入ください。
②過去の事故について (新規・更改問わず)	■現時点から起算して過去3年間においてこの保険の対象となる事由が発生していますか。 またはその発生が予想される状況にありますか？

3. ご加入までの流れ

お見積り依頼票のご提出

※「割引確認シート」のご回答内容により
保険料の割引が適用できます。

お見積り書のご案内

加入申込票へのご記入・押印

保険料の払い込み

※別途代理店・扱者よりご案内いたします。

ご加入手続きの完了

4. 保険金をお支払いする主な場合

(1) 賠償損害

次のいずれかの事故に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害に対して、保険金をお支払いします。

対象となる事故	
他人の情報の漏えいまたはそのおそれ	
次のいずれかに該当する情報の漏えいまたはそのおそれ	
ア. 記名被保険者が自らの業務遂行の過程においてまたはその目的として所有、使用または管理する他人の情報 ^(注1)	
イ. 記名被保険者が自らの業務遂行の過程においてまたはその目的として被保険者以外の者に管理を委託した他人の情報 ^(注2)	
(注1)所有、使用または管理する他人の情報には、所有、使用または管理を行わなくなったものを含みます。	
(注2)管理を委託した他人の情報には、管理を委託しなくなったものを含みます。	

(2) 費用損害

次のいずれかに該当する情報セキュリティ事故が発生した場合に、記名被保険者がブランドイメージの回復または失墜防止のために必要かつ有益な措置^(注1)を講じることによって被る損害に対して、プロテクト費用保険金をお支払いします。

対象となる事故（情報セキュリティ事故）	
① 他人の情報の漏えいまたはそのおそれ	
② 上記①を除き、記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃	
③ 上記①および②を除き、記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃	
のおそれ ^(注2)	

(注1) 措置は、記名被保険者が情報セキュリティ事故の発生を知った日に始まり、引受保険会社が事故の通知（遅滞なく書面によりご通知いただきます。）を受領した日の翌日から起算して一定期間（1年間）が経過するまでに実際に講じられた処置に限ります。

(注2) サイバー攻撃のおそれとは、コンピュータシステムがサイバー攻撃を受けた疑いがあり、調査を必要とする状況をいいます。ただし、次のいずれかによって明らかになった場合に限ります。

①公的機関(不正アクセス等の被害の届出、インシデント情報の受付等を行っている独立行政法人または一般社団法人を含みます。)からの通報

②記名被保険者が所有、使用もしくは管理するコンピュータシステムのセキュリティの運用管理を委託している者（以下「運用管理委託先」）または引受保険会社による通報、報告または確認（運用管理委託先または引受保険会社が提供するセキュリティ監視のソフトウェア、サービス等による通知、報告または確認を含み、運用管理委託先以外による無償の診断等の結果は除きます。）

5. 保険金お支払いの対象となる賠償損害

お支払いの対象となる損害は次のとおりです。ただし、適用される普通保険約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。

損害の種類	内容
ア. 法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づく賠償金。ただし、税金、罰金、科料、過料、課徴金または懲罰的損害賠償金もしくは倍額賠償金（類似するものを含みます。）の加重された部分および被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償金を含みません。
イ. 爭訟費用	被保険者に対する損害賠償請求に関する争訟（訴訟、調停、和解または仲裁等をいいます。）によって生じた費用（被保険者および被保険者の役員または使用人の報酬、賞与または給与等を含みません。）で、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出したもの。
ウ. 権利保全行使費用	他人に損害賠償の請求（共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。）をすることができる場合に、その権利の保全および行使に必要な手続に必要かつ有益であると引受保険会社が認めた費用。
エ. 協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用。
オ. 訴訟対応費用	日本国の裁判所に訴訟が提起された場合に、被保険者が現実に支出した次のいずれかに該当する費用（通常要する費用に限ります。）であって、被保険者に対する損害賠償請求訴訟の解決について必要かつ有益と引受保険会社が認めた費用。 ① 被保険者の使用人等の超過勤務手当または臨時雇用費用 ② 被保険者の役員または使用人等の交通費または宿泊費 ③ 訴訟に関する必要文書作成にかかる費用 ④ 被保険者または外部の実験機関が事故を再現するための実験に要する費用。ただし、事故の原因や状況を調査するために要した額を限度とし、事故後の製品開発・改良等を目的とする実験費用を含みません。 ⑤ 意見書または鑑定書の作成にかかる費用 ⑥ 増設したコピー機の賃借費用

○賠償損害に関わる保険金のお支払いにあたっては、加入者証記載の支払限度額・免責金額等が適用されます。

○賠償損害にかかる保険金のお支払いは、事前に引受保険会社の承認が必要となりますので、必ず引受保険会社までお問い合わせください。

6. 保険金お支払いの対象となる費用損害

お支払いの対象となる損害は次のとおりです。ただし、適用される普通保険約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。

損害の種類	内容
ア. 事故対応費用	<p>情報セキュリティ事故の直接の結果としてまたは情報セキュリティ事故の影響を防止もしくは軽減しようとする被保険者の努力に直接起因して、被保険者が現実に負担する費用であって、次のいずれかに該当する費用（個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じた場合において、被害者に対し、その被害の発生状況等を通知するために直接必要な費用または被害者に対する通知書もしくは説明状の作成に直接必要な費用を含みます。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用（文書の作成代および封筒代を含みます。） ② 通信業務のコールセンター会社への委託費用 ③ 事故対応により生じる被保険者の使用人等の超過勤務手当または臨時雇用費用 ④ 事故対応により生じる被保険者の役員または使用人等の交通費または宿泊費 ⑤ 被保険者以外の者に対して損害賠償請求を提起したことによる争訟費用 ⑥ ネットワークの切断、情報の隔離、サービス停止等に必要かつ有益な費用
イ. 事故原因・被害範囲調査費用	情報セキュリティ事故の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全をするための費用。ただし、あらかじめ引受保険会社の承認を得て負担する費用に限ります。
ウ. 広告宣伝活動費用	情報セキュリティ事故に起因して低下したブランドイメージの回復または失墜防止のための広告宣伝活動に要する費用。ただし、次のいずれかに該当するものに要する費用に限ります。 <ul style="list-style-type: none"> ① 情報セキュリティ事故に関する状況説明または謝罪のための社告、会見等 ② 情報セキュリティ事故の再発防止対策または危機管理改善を施した旨の宣伝または広告
エ. 法律相談費用	情報セキュリティ事故への対応に関して行う法律相談の対価として、法律事務所または弁護士に対して支払う費用をいい、個人情報の漏えいまたはそのおそれについて、個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。ただし、法律上の損害賠償を請求することまたは請求されたことに起因する費用を除きます。
オ. コンサルティング費用	情報セキュリティ事故に関して被害者および被保険者以外の者をコンサルタントに起用した場合の費用をいい、個人情報の漏えいまたはそのおそれについて、個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。ただし、あらかじめ引受保険会社の承認を得て負担する費用に限ります。
カ. 見舞金・見舞品購入費用	情報セキュリティ事故の被害を受けた者に対する謝罪のための見舞金にかかる費用または見舞品 ^(注1) の購入等にかかる費用をいい、見舞金の額および見舞品の相当額 ^(注2) は被害者1名あたり次の額を限度とします。ただし、あらかじめ引受保険会社の承認を得て負担する費用に限ります。 <ul style="list-style-type: none"> ① 被害者が法人の場合 1法人につき50,000円 ② 被害者が個人の場合 1名につき1,000円。 (注1) 見舞品には、記名被保険者のみで使用可能な商品券、サービス券、割引券、チケット、回数券等は含みません。 (注2) 見舞品の相当額とは、見舞品が保険契約者または記名被保険者が製造または販売する製品、商品、サービス等である場合には、その製造・仕入原価相当額とします。
キ. クレジット情報モニタリング費用	情報が漏えいまたはそのおそれがある被害者のクレジット情報その他の信用に関する情報について、その不正使用を監視するために負担するモニタリング費用をいいます。ただし、あらかじめ引受保険会社の承認を得て負担する費用に限ります。
ク. 公的調査等対応費用	情報セキュリティ事故に起因して記名被保険者に対する公的調査等が開始された場合に、被保険者がその公的調査等に対応するために要する次のいずれかに該当する費用をいい、コンピュータシステム等復旧費用、風評被害拡大防止費用および再発防止費用は含みません。 <ul style="list-style-type: none"> ① 公的調査等への対応に関して行う法律相談の対価として、法律事務所または弁護士に対して支払う費用 ② 電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用（文書の作成代および封筒代を含みます。） ③ 公的調査等への対応により生じる被保険者の使用人等の超過勤務手当または臨時雇用費用 ④ 公的調査等への対応により生じる被保険者の役員または使用人等の交通費または宿泊費 ⑤ 公的調査等への対応のため、被保険者以外の者をコンサルタントに起用した場合の費用。ただし、あらかじめ引受保険会社の承認を得て負担する費用に限ります。 ⑥ 資料の翻訳にかかる費用 ⑦ 証拠収集費用 ※公的調査等 公的機関によりなされる公的な調査、検査、取り調べ、命令、警告等であって、記名被保険者がこれらに応じることが法的に義務付けられるものをいいます。ただし、監督官庁による定期的な検査または業界全体を対象とする質問、検査もしくは調査は含みません。
ケ. コンピュータシステム等復旧費用	情報セキュリティ事故によって、コンピュータシステムの損傷（機能停止等の使用不能を含みます。）または電子情報の消失、改ざんもしくは損壊（暗号化等の使用不能を含みます。）が発生した場合に要する次のいずれかに該当する費用 ^(注1) をいいます。ただし、記名被保険者が所有または使用するコンピュータシステムまたは電子情報に関する費用であって、あらかじめ引受保険会社の承認を得て負担する費用に限ります。 <ul style="list-style-type: none"> ① コンピュータシステムのうち、サーバ、コンピュータおよび端末装置等の周辺機器ならびにこれらと同一の敷地内に所在する通信用回線および配線にかかる復旧費用または再稼動するための点検・調整費用もしくは試運転費用 ② 損傷したコンピュータシステムの代替として一時的に使用する代替物の賃借費用^(注2)ならびに代替として一時的に使用する仮設物の設置費用^(注3)および撤去費用

	<p>③ 消失、改ざんもしくは損壊した電子情報の修復、再製作または再取得費用 (注1) 費用には、マルウェア駆除、コンピュータシステムの初期化等に要する費用を含みます。 (注2) 代替物の賃借費用には、敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を含みません。 (注3) 仮設物の設置費用には、付隨する土地の賃借費用を含みます。</p>
コ. 風評被害拡大防止費用	情報セキュリティ事故に関する記名被保険者の風評被害 ^(注) の拡大防止に必要かつ有益な費用をいいます。ただし、あらかじめ引受保険会社の承認を得て負担する費用に限ります。 (注) 風評被害は、インターネットによるものに限ります。
サ. 再発防止費用	同様の情報セキュリティ事故の再発を防止するために負担する必要かつ有益な費用をいい、情報セキュリティ事故の再発防止を目的とした外部機関による認証取得にかかる費用を含み、コンサルティング費用およびコンピュータシステム等復旧費用は含みません。ただし、あらかじめ引受保険会社の承認を得て負担する費用に限ります。
シ. サイバー攻撃調査費用	サイバー攻撃の有無を判断することを目的とした、外部機関による調査にかかる費用をいい、ネットワークの切断、情報の隔離、サービス停止等に必要かつ有益な費用を含みます。

○費用損害に関わる保険金のお支払いにあたっては、加入者証記載の支払限度額・免責金額等が適用されます。

○一部の費用損害に関わる保険金のお支払いは、事前に引受保険会社の承認が必要となりますので、必ず引受保険会社までお問合せください。

7. 保険金をお支払いしない主な場合

<専門事業者賠償責任保険普通保険約款で保険金をお支払いしない主な場合>

◆次のいずれかの事由に起因する損害

- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動^(注)、労働争議または騒擾(じょう) 等
○地震、噴火、洪水または津波
(注)暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

◆次のいずれかの事由または行為によって生じた事故に起因する損害

- 被保険者の犯罪行為（過失犯を含みません。）
○被保険者の故意または重過失による法令違反
○被保険者が他人に損失を与えることを認識（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）しながら行った行為 等

◆次のいずれかの損害賠償請求がなされたことによる損害

- 他の被保険者からなされた損害賠償請求
○この保険契約の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）場合において、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求
○この保険契約の始期日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求
○身体の障害に対する損害賠償請求（精神的苦痛は含みません。）
○被保険者による誹謗または中傷による名誉毀損または人格権侵害に対する損害賠償請求
○財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難（それらに起因する財物の使用不能損害を含みます。）に対する損害賠償請求。
○特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他の工業所有権または著作権の侵害に対する損害賠償請求 等

<サイバーセキュリティ特約で保険金をお支払いしない主な場合>

◆次のいずれかに該当する損害

- この保険契約が初年度契約である場合において、保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に、事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていた（事故の発生またはそのおそれが生じていたことを知っていたと合理的に推定される場合を含みます。）場合の、その事故に起因する損害
○この保険契約が継続契約である場合において、保険契約者または被保険者が、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時に、事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていた（事故の発生またはそのおそれが生じていたことを知っていたと合理的に推定される場合を含みます。）場合の、その事故に起因する損害 等

◆次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害

- 被保険者が偽りその他不正な手段により取得した情報の取扱い
○国または公共団体の公権力の行使（法令等による規制または要請を含みます。）
○被保険者によるサイバー攻撃、マルウェアの作成・意図的配布、グリラ活動等の侵害行為 等

◆次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害

- 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定により加重された賠償責任
○被保険者が支出したと否とも問わず、違約金
○採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為
○株主代表訴訟
○企業その他組織の信用毀（き）損、信頼の失墜、ブランドの劣化または風評被害
○被保険者が支出したと否とも問わず、業務の履行の追完または再履行のために要する費用（追完または再履行のために提供する財物、情報または役務の価格を含みます。）
○業務の結果の回収、廃棄、検査、修正、交換、やり直し、その他必要な処置のために要した費用 等

◆保険金を支払うことにより、引受保険会社が次のいずれかによる制裁、禁止または制限を受けるおそれがある場合

- 国際連合の決議
○欧州連合、日本国、英国または米国の貿易または経済に関する制裁、法令または規則
○その他これらに類似の法令または規則

◆直接であると間接であるとを問わず、戦争等^(注)に起因する損害（注）戦争等とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（宣戦布告の有無を問いません。）
② 上記①の過程または直接的な準備として行われた国家闘争型サイバー攻撃
③ 国家闘争型サイバー攻撃のうち、被害国家における次のいずれかに重大な影響を及ぼすもの。
ア. 重要インフラサービスの利用、提供または完全性 イ. 安全保障または防衛

<サイバーセキュリティ拡張補償特約で保険金をお支払いしない主な場合>

◆次のいずれかに該当する費用を負担することによって被る損害

- この保険契約およびこの保険契約と重複する他の保険契約の保険料
○金利等資金調達に関する費用
○記名被保険者の役員および使用者等の報酬または給与。ただし、通常要する額を超える部分は除きます。
○記名被保険者が講じる措置に関して、被保険者と被保険者以外の者との間に特別な約定がある場合において、その約定によって通常の措置にかかる費用を超えて要する費用
○正当な理由なく、通常の措置にかかる費用を超えて要する費用
○法律上の損害賠償を請求されたことに関する業務を弁護士に委任することにより生じる費用^(注1)
○被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
○サイバー攻撃が金銭等^(注2)の要求を伴う場合において、その金銭等^(注2)
○被保険者に生じた喪失利益
○税金、罰金、科料、過料、課徴金または制裁金
(注1)弁護士に委任することにより生じる費用には、弁護士報酬、訴訟費用、仲裁、和解または調停に要する費用を含みます。
(注2)金銭等には、電子マネー、暗号資産（資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）に定める暗号資産をいいます。）、その他これらに類似のものを含みます。 等

8. ご留意いただきたいこと

- ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または引受保険会社の社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または引受保険会社の社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- この保険契約では、ご加入時に「診療所数」に基づいて算出される、あらかじめ確定した保険料を払い込んでいただきます。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- <保険会社破綻時等の取扱い>
 - 損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。
 - この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマシンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返戻金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
 - また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

- この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS & ADインシュアランス グループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のため利用することがあります。

- ①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例
損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
- ②提携先等の商品・サービスのご案内の例
自動車購入・車検の斡旋
上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。
また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することができます。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受け社等（海外にあるものを含む）に提供することができます。
引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

●事故が起きた場合のお手続

(1) 損害賠償請求がなされた場合の引受保険会社へのご連絡等

損害賠償請求がなされた場合または損害賠償請求がなされるおそれのある状況（事故あるいは情報セキュリティ事故の発生またはそのそれを含みます。）を知った場合には、代理店・扱者または引受保険会社に次の事項をご連絡ください。

- ① 損害賠償請求を最初に知った時の状況
- ② 申し立てられている行為
- ③ 原因となる事実

三井住友海上へのご連絡は

24時間365日事故受付サービス

「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

0120-258-189 (無料)

なお、上記のご連絡をいただいた後に、遅滞なく引受保険会社に書面によりご通知いただく必要があります。

(2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方には、下表のうち引受保険会社が求める書類をご提出していただく必要があります。なお、必要に応じて下表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1)引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2)引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これに類する書類^(注) (注)損害賠償が請求された、または損害賠償の請求がなされるおそれのある状況を最初に知ったときの状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、被害者に対する通知書、免責事由該当性を確認する書類
(3)損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ①損害の額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類 ②損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類 ③共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	売買契約書、購入時の領収書、保証書、被害物の写真・画像データ、修理見積書・請求書・領収書・受領書、調査に関する同意書、全部(個人)事項証明書 示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書 権利移転証(兼)念書
(4)被保険者が負担した費用の額を示す書類 ①費用の請求書または見積書等、費用の発生を証明する書類 ②費用に関する領収書等、被保険者の費用の支出を証明する書類	負担したプロテクト費用、権利保全行使費用、訴訟対応費用、争訟費用等が確認できる書類・明細書 同上
(5)その他必要に応じて引受保険会社が求める書類 ①保険金請求権者を確認する書類 ②引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類 ③他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類 ④保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書 引受保険会社所定の同意書 示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書 委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書

■引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(注1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするためには必要な事項^(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします^(注3)。

(注1)保険金請求に必要な書類は、前記の表をご覧ください。

(注2)保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3)必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、医療機関・損害保険鑑定人など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款および特約でご確認ください。

■損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権（他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利）を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

2024年4月1日以降始期契約用

サイバープロテクター^(注)

をご加入いただくお客様へ

重要事項のご説明

この書面ではサイバープロテクター^(注)に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。お申込みいただく際には、ご加入の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。ご加入の内容は、普通保険約款およびご加入の保険種類に応じた特約(以下「普通保険約款・特約」といいます。)によって定まります。普通保険約款・特約が必要な場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。申込人と記名被保険者が異なる場合は、記名被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。※この書面を、ご加入後にお届けする加入者証とあわせて保管くださいますようお願いいたします。(注)「サイバープロテクター」は、サイバーセキュリティ特約セット専門事業者賠償責任保険のペットネームです。

契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入前に必ず読んでいただき、お申込みくださいますようお願いします。この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については普通保険約款・特約に記載していますのでご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 商品の仕組み

(1)商品の仕組み

保険の種類	商品の仕組み
専門事業者賠償責任保険	専門事業者賠償責任保険普通保険約款 +サイバーセキュリティ特約(自動セット) 保険料確定特約(専門事業者用)(自動セット) 保険証券総支払限度額設定特約(自動セット) サイバーセキュリティ拡張補償特約(自動セット) 民間医局会員専用特約(自動セット)

2. 引受条件等

(1)補償内容

①被保険者

保険の種類	被保険者 (ご加入いただいた保険契約で補償を受けられる方をいいます。)
専門事業者賠償責任保険	①加入申込票 ^(注) の「記名被保険者」欄に記載された方(記名被保険者) ②記名被保険者の役員(会社法上の取締役、執行役および監査役ならびにこれらに準ずる者をいい、退任等によりこれらの地位ではなくなった者を含む。)

ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

(注)引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

②保険金をお支払いする主な場合

パンフレット本文(「民間医局 開業医の皆さまへ サイバープロテクター^(注)のご案内」。以下「パンフレット」といいます。)の「保険金をお支払いする主な場合」のページをご参照ください。

③お支払いの対象となる損害

パンフレットの「保険金お支払いの対象となる賠償損害」および「保険金お支払いの対象となる費用損害」のページをご参照ください。

④保険金をお支払いしない主な場合

パンフレットの「保険金をお支払いしない主な場合」のページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載しております。

(2)セットできる主な特約

この保険契約にはお客さまの任意でセットできる特約はありません。

(3)保険期間および補償の開始・終了時期

①保険期間

保険期間は原則として1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、パンフレットまたは加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。

②補償の開始

始期日の午後4時(加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。

③補償の終了

満期日の午後4時に終了します。

(4)支払限度額等

パンフレットをご参照ください。

3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1)保険料の決定の仕組み

保険料^(注)は、保険料算出の基礎、支払限度額、保険期間等によって決定されます。詳細は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

お客さまが実際にご加入いただく保険料^(注)につきましては、パンフレットまたは加入申込票の「保険料」欄にてご確認ください。

(注)申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金額をいいます。

(2)保険料の払込方法

パンフレットをご参照ください。

4. 満期返り金・契約者配当金

このご契約には、満期返り金・契約者配当金はありません。

5. 解約返り金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返り金として返還しますが、始期日から解約日までの期間に応じて払い込んでいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。注意喚起情報のご説明の「6. 解約と解約返り金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明

ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いします。この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款・特約に記載していますのでご確認ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)

このご契約は、民間医局が保険契約者となる団体契約であることから、クーリングオフの対象ではありません。

2. 告知義務・通知義務等

(1) ご加入時における注意事項(告知義務—加入申込票の記載上の注意事項)

特にご注意ください

- ①申込人または被保険者には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- ②告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票^(注)に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票^(注)の記載内容を必ずご確認ください。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容(保険の種類、支払限度額等)を告知してください。

補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

(注)引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

(2) ご加入後における注意事項(通知義務等)

特にご注意ください

- ①ご加入後、次の事実が発生した場合には、あらかじめ(事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。
ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- 加入申込票の「※」印がついている項目に記載された内容に変更が生じる場合
○ご加入時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合

- ②ご加入後、次の事実が発生する場合には、ご加入内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

- ◇加入者証記載の住所または電話番号を変更する場合
◇上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

3. 保険期間および補償の開始・終了時期

(1) 保険期間

保険期間は原則として1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、パンフレットまたは加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。

(2) 補償の開始

始期日の午後4時(加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。

(3) 補償の終了

満期日の午後4時に終了します。

4. 保険金をお支払いしない主な場合等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

パンフレットをご参照ください。なお、保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりるのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険契約者または被保険者が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
② 被保険者が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者または被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。

④ 上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、パンフレット記載の方法により払い込んでください。パンフレット記載の方法により保険料を払い込んでいただけない場合には、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。

6. 解約と解約返れい金

ご加入を中途で脱退(解約)される場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

■ご加入の脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少くなります。

■始期日から解約日までの期間に応じて払い込んでいくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することができます。

7. 保険会社破綻時等の取扱い

パンフレットをご参照ください。

8. 契約取扱者の権限

パンフレットをご参照ください。

9. 個人情報の取扱い

パンフレットをご参照ください。

この保険商品に関するお問合わせは

代理店・扱者 株式会社メディカル・プリンシブル社
〒105-0004 東京都港区新橋4丁目1-1 新虎通りCORE
TEL:03-6773-5932 FAX:03-4565-6109

保険会社の連絡・相談・苦情窓口

引受保険会社へのご相談・苦情がある場合

「三井住友海上お客様デスク」

0120-632-277(無料)

チャットサポートなどの各種サービス

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/> こちらからアクセスできます。↑



事故が起こった場合

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

「24時間365日事故受付サービス

三井住友海上事故受付センター」

(事故はいち早く)

0120-258-189(無料)

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行なうことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808

[ナビダイヤル]

(全国共通・通話料有料)

・受付時間[平日9:15～17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]

・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。

・おかげ間違いにご注意ください。

・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)